

一般社団法人日本循環器学会 九州支部 災害対策準備金運営要領

平成 29 年 6 月 24 日制定
令和 元年 6 月 29 日改定

この要領は、一般社団法人日本循環器学会九州支部（以下「本支部」という）において災害対策準備金の申請から報告についての運営に定めることとする。

（災害対策準備金使用用途）

1. 準備金の使用用途は、2016 年度に発生した熊本地震および今後発生するかもしれない九州地区での激甚災害後の対応における市民への補助・啓発行為につながるもののみとする。

（災害対策準備金管理方法）

2. 準備金については特定資産となるので定期預金にて設定する。

（申請・承認方法）

3. 使用用途の取り纏めは、災害対応幹事が行い、申請書をメールにて支部長へ送信する。

※使用用途・実施時期・効果・金額・対応担当者を必ず記載すること。

4. 支部長は、内容を確認し承認・否認をメールの返信にて行う。

（会計）

5. 災害対応幹事は、対応完了後、証憑（請求書もしくは立替レシート等と、支部長の承認メール）を添付し、支部事務局担当へ現物を提出する。

6. 支部事務局担当は、証憑を確認の上、楽楽精算を使用し精算対応を行う。

7. 支払いは楽楽精算を通じて日本循環器学会本会財務グループ（以下、本会と言う）より行う。

8. 年 2 回程度支部は本会へ纏めて精算する。（支部口座より精算）

9. 年度末に定期を取り崩しし、本部へ精算した金額を支部口座へ移動し、同じく年度末に残額を改めて 1 年間定期設定する。

（報告）

10. 災害対応幹事は、支部役員会・支部社員総会において災害対策準備金の使用内容を報告する。

11. 支部長は 1 年に 1 回、前年度の使用内容と使用金額・残高を本会総務委員会・理事会へ報告することとする。

附則

1) この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から実施とする。

この要領改正は、支部長の判断に基づき、支部事務局にて変更して良い。なお、変更時は支部役員会での追認が必要となる。

2) 災害対策準備金残高が無くなった時点において、この運営要領は廃止となる。